

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- **令和5年11月1日以降に出産予定の柏崎市国民健康保険被保険者の方が対象です。**
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。
- **出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。**

国民健康保険税の免除方法

- **その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。**

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

■ …対象期間

- **届出書を提出された場合、令和6年度分国保税の年税額は軽減を適用した後の金額で決定となります。（6月中旬頃通知）**
- **6月以降の届出で保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。**

届出方法

- **届出に必要なものを市役所国保医療課国民健康保険係に郵送するか、窓口を持参してください。**

届出に必要なもの

- ① 産前産後国保税届出書
- ② 母子健康手帳

(注意)母子健康手帳をお持ちでない場合は、以下の書類等が必要です。

- ・出産前：医療機関が発行した証明書等（出産予定日と単胎または多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類）
- ・出産後：戸籍謄（抄）本、医療機関が発行した証明書等
（出産日と出産した方と当該出産に係る子との身分関係、単胎または多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類）
- ・死産等：死産証明書、死胎火葬許可証、医療機関が発行した証明書等
（死産等の日および身分関係を明らかにすることができる書類）

問合せ先

柏崎市 福祉保健部 国保医療課 国民健康保険係
〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号 市役所本館1階⑧番窓口
電話0257-23-5111 内線1105

市ホームページ

